# 新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書の体系及び調整作業について

平成 23 年 10 月 24 日 品質管理基準委員会 監 查 基 準 委 員 会 監查·保証実務委員会

# 《I. 公表の趣旨及び背景》

日本公認会計士協会は、国際監査・保証基準審議会(以下「IAASB」という。)が公表したクラリティ版の国際監査基準(以下「ISA」という。)と国際品質管理基準(以下「ISQC」という。)を参考として、品質管理基準委員会報告書及び既存のすべての監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会実務指針第86号を新起草方針に基づく報告書に置き換える作業を進めてきた。

新起草方針に基づく報告書は改正作業が複数年にわたり行われるため、監査報告書関連の報告書を除き、平成20年以降、検討を終えたものから未発効の新起草方針に基づく「中間報告」として公表してきた。これは、監査基準委員会報告書は相互に関連し、一斉適用を原則とするため、実際に監査実務へ適用される際に混乱を招くことの無いよう、会員各位をはじめ広範な利害関係者へあらかじめその内容を周知しておくために公表してきたものである。

新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書、監査基準委員会報告書及び監査・保証実務委員会実務指針は、今般、ひと通りの改正作業を完了したことから、一定の調整作業を踏まえ、中間報告の位置づけから最終報告書に向けた公開草案として公表することとした。

#### 《Ⅱ. 監査基準委員会報告書の体系及び用語集について》

新起草方針に基づく監査基準委員会報告書の改正作業の完了に伴い、既存の監査基準委員会報告書の 体系や用語集を含む監査基準委員会報告書第 26 号「監査実務指針の体系」を廃止し、以下の方針に基づ き監査基準委員会報告書を体系化することとした。

- 監査基準委員会報告書には公表順に付す従来の番号に追加して、ISAとの関連性を明確にするため、 ISAの体系に沿った報告書番号を付し、報告書内における相互参照には、この番号を用いる。
- 相当する ISA がない我が国独自の監査基準委員会報告書は、900 番台とする。

また、用語集には、品質管理基準委員会報告書、監査基準委員会報告書及び関連する監査の実務指針の「定義」に含まれる用語に、その他、使用頻度が高く報告書の理解を促進するために必要と考えられる用語を追加して、用語集を作成している。

これらの体系及び用語集は、監査基準委員会報告書を含む監査実務指針の位置づけとともに、新たな 監査基準委員会報告書として策定することとした。(監査基準委員会報告書(序)「監査基準委員会報告書 の体系及び用語」(案)参照)

新報告 書番号	報告書名	中間報告/報告書 公表番号と公表日		
<品質管	<品質管理基準委員会報告書>			
第1号	監査事務所における品質管理	第 1 号・H23/4/28		
<監査基				
序	監査基準委員会報告書の体系及び用語	第 号・H23/10/24		
		(公開草案)		
200 -299	) 監査全般にわたる基本的事項と責任			
200	財務諸表監査における総括的な目的	第 51 号・H22/7/30		
210	監査業務の契約条件の合意	第 70 号・H23/10/13		
220	監査業務における品質管理	第 58 号・H23/4/28		
230	監査調書	第 45 号・H22/6/23		
240	財務諸表監査における不正	第 40 号・H20/10/31		
250	財務諸表監査における法令の検討	第 66 号・H23/10/13		
260	監査役等とのコミュニケーション	第 52 号・H22/7/30		
265	内部統制の不備に関するコミュニケーション	第 53 号・H22/7/30		
300 - 49	9 リスク評価及び評価したリスクへの対応			
300	監査計画	第 37 号・H20/10/31		
315	企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価	第 38 号・H20/10/31		
320	監査の計画及び実施における重要性	第 42 号・H22/2/23		
330	評価したリスクに対応する監査人の手続	第 39 号・H20/10/31		
402	業務を委託している企業の監査上の考慮事項	第 67 号・H23/10/13		
450	監査の過程で識別した虚偽表示の評価	第 43 号・H22/2/23		
500 - 59	9 監査証拠			
500	監査証拠	第 46 号・H22/6/23		
501	特定項目の監査証拠	第 47 号・H22/6/23		
505	確認	第 54 号・H22/7/30		
510	初年度監査の期首残高	第 68 号・H23/10/13		
520	分析的手続	第 55 号・H22/7/30		
530	監査サンプリング	第 48 号・H22/6/23		
540	会計上の見積りの監査	第 44 号・H22/2/23		
550	関連当事者	第 57 号・H23/1/7		
560	後発事象	第 59 号・H23/7/1		
570	継続企業	第 65 号・H23/10/13		
580	経営者確認書	第 56 号・H22/7/30		
600 - 69	600 - 699 他者の作業の利用			
600	グループ監査	第 41 号・H22/2/23		

新報告書番号	報告書名	中間報告/報告書 公表番号と公表日		
610	内部監査の利用	第 49 号・H22/6/23		
620	専門家の業務の利用	第 50 号・H22/6/23		
700 - 79	700 - 799 監査の結論及び報告			
700	財務諸表に対する意見の形成と監査報告	第 60 号・H23/7/1		
705	独立監査人の監査報告書における除外事項付意見	第 61 号・H23/7/1		
706	独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分	第 62 号・H23/7/1		
710	過年度の比較情報-対応数値と比較財務諸表	第 63 号・H23/7/1		
720	監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連 する監査人の責任	第 64 号・H23/7/1		
800 - 899 特殊な監査業務				
800	特別目的の枠組みに従って作成された財務諸表に対する監査	今後検討作業を		
805	単独財務諸表、財務諸表の特定の要素、科目又は項目に対する監査	進める予定		
810	要約財務諸表に関する報告業務			
900 - 999 その他の考慮事項				
900	監査人の交代	第 69 号・H23/10/13		
910	中間監査	第 71 号・H23/10/13		

## 《Ⅲ、実施した調整作業》

## 1. 後から公表された報告書により修正された報告書の更新作業

中間報告として公表した後に、他の監査基準委員会報告書により新たに項が追加挿入されたり、表現の一部が修正された報告書がある。これらは、他の監査基準委員会報告書の公開草案を公表する際に、その内容と整合をとるため先に公表された報告書の関連箇所の修正を行うものであり、他の監査基準委員会報告書の公開草案と併せて追加・修正する項を示していたものである。今回の調整作業において、これらの修正箇所を各報告書に組み込んでいる。

中間報告として公表した報告書に、新たに項を追加又は表現の一部を修正した主なものは、次のとおりである(詳細については、各公開草案参照)。

<主な追加・修正>		
報告書の【番号】と「表題」	主に追加・修正した項等【新しい項番号】	変更をもたらした報
(中間報告公表番号、公表日)	主に追加・修正した領寺【利しい資番号】	告書等(公表日)
【315】「企業及び企業環境	【22項】内部監査機能が財務諸表の監査に関連	第 49 号「内部監査の
の理解を通じた重要な虚	する可能性があるかどうかを判断する際に理	利用」(H22/6/23)
偽表示リスクの識別と評	解しなければならない事項	
価」(第 38 号、H20/10/31)	【A94-96】22 項の適用指針	
	【A7, A10】5 項の適用指針	第 55 号「分析的手続」
		(H22/7/30)
【300】「監査計画」(第 37	【2項】旧パラグラフ A1 を2項に移動。	第 51 号「財務諸表に
号、H20/10/31)	【付録2】付録2の小規模企業の特徴は200に	おける総括的な目
	掲載されているため削除。	的」(H22/7/30)
【330】「評価したリスクに	【20項】確認手続を実証手続として実施すべき	第 54 号「確認」
対応する監査人の手続」	かどうかを考慮しなければならない。	(H22/7/30)
(第 39 号、H20/10/31)	【A47-50】19 項の適用指針	
	【A52】21 項の適用指針の加筆	

#### 2. 用語の整理

後に公表された報告書において用語の見直しを実施したこと等により、報告書間で表記に不整合が生 じている場合があり、用語の整理を実施した。なお、誤字脱字についてもあわせて修正した。

主要な用語等の変更は以下のとおりである (詳細については、各公開草案参照)。

	中間報告	最終報告
1	一般に公正妥当と認められる企業会計の基	適用される財務報告の枠組み
	<u>準</u>	
2	適用される企業会計の基準	適用される財務報告の枠組み
3	(監査人の) <u>検出事項</u>	(監査人の) 発見事項
4	検討しなければならない	考慮しなければならない
		(shall consider)

	中間報告	最終報告
5	子会社等	構成単位(component)
6	子会社等の監査人	構成単位(component)の監査人
7	<u>コミュニケーション</u>	<u>伝達</u> (一方向の場合は伝達、双方向の場合に
		はコミュニケーション)
8	時価	公正価値
9	重要な関連当事者との取引	関連当事者との重要な取引
10	重要な虚偽表示 <u>の</u> リスク	重要な虚偽表示リスク
11	重大な欠陥	重要な不備
12	<u>少なくともいずれか</u>	一つ又は複数
13	「程度」と「証明力」が混在	(監査証拠の) 証明力 (reliability)
		(監査証拠の)心証の程度(persuasive)
		(温且配度V/) 化配V/程及(persuasive)
14	内部統制の <u>構築及び維持</u>	内部統制の整備及び運用
15	法令違反	<u>違法行為</u>
16	未訂正の虚偽表示	未修正の虚偽表示
17	情報の <u>源泉</u>	情報の <u>情報源</u>
18	(監査役又は経営者との) <u>討議</u>	(監査役又は経営者との) <u>協議</u>
19	判断しなければならない/結論づけなければ	<u>判断し</u> なければならない <u>(shall determine)</u>
	ならない	結論づけなけなければならない(shall
20	保証の程度(degree of assurance)	<u>conclude)</u>
20	保証水準(level of assurance)	保証水準
0.1		
21	専門的能力	職業的専門家としての能力
		(professional competence)

# 《IV. 適用》

## 1. 適用について

新起草方針に基づく改正版の各監査基準委員会報告書の適用は、以下の3つのカテゴリーに分けて段階的に行うこととしている。

適用開始時期は、これまで「平成25年3月期の監査又は平成24年9月中間期の中間監査より適用する」として、終了する事業年度を適用の判定基礎とする記載を行ってきたが、今後は、「平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査又は中間監査から適用する」として、事業年度の開始を適用の判定の基準とする記述に改める。

カテゴリー		該当する監査基準委員会報告書	適用時期
A 2010年(平成	560	「後発事象」	平成23年(2011年)9
22年) 3月に	700	「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」	月30日以後終了する
改訂された監	705	「独立監査人の監査報告書における除外事項	中間会計期間に係る
査基準に関連		付意見」	中間監査及び平成24
する報告書	706	「独立監査人の監査報告書における強調事項	年(2012年) 3月31日
		区分とその他の事項区分」	以後終了する事業年
	710	「過年度の比較情報ー対応数値と比較財務諸	度に係る監査から適
		表」	用されている。
	720	「監査した財務諸表が含まれる開示書類にお	
		けるその他の記載内容に関連する監査人の責	
		任」	
B カテゴリーA	カテゴ	リーA及びカテゴリーCに含まれる報告書以外	平成24年(2012年)4月
及びC以外の	のすべ	ての監査基準委員会報告書及び品質管理基準委	1日以後開始する事業
報告書	員会報4	告書	年度に係る監査及び
			同日以後開始する中
			間会計期間に係る中
			間監査から適用する。
C 特別目的の財	800	「特別目的の枠組みに従って作成された財務	今後検討作業を
務諸表などの		諸表に対する監査」	進める予定
監査に関連す	805	「単独財務諸表、財務諸表の特定の要素、科	
る報告書		目又は項目に対する監査」	
	810	「要約財務諸表に関する報告業務」	

# 2. 監査基準委員会報告書の廃止について

なお、カテゴリーBに属する報告書の適用開始をもって、以下に記載する監査基準委員会報告書は廃止する。

番号	監査基準委員会報告書タイトル	公表/改定日
第1号	分析的手続	平成14年9月3日改正
第3号	経営者による確認書	平成 21 年 4 月 21 日改正
第5号	監査上の重要性	平成 17 年 3 月 31 日改正
第8号	他の監査人の監査結果の利用	平成 14 年 1 月 28 日改正
第9号	試査	平成 14 年 11 月 18 日改正
第 11 号	違法行為	平成 20 年 3 月 25 日改正
第 13 号	会計上の見積りの監査	平成14年9月3日改正
第 14 号	専門家の業務の利用	平成 14 年 11 月 18 日改正
第 15 号	内部監査の実施状況の理解とその利用	平成 14 年 12 月 10 日改正
第 17 号	中間監査	平成21年7月8日改正
第 18 号	委託業務に係る統制リスクの評価	平成 16 年 3 月 17 日改正
第 19 号	確認	平成 14 年 11 月 18 日改正
第 22 号	継続企業の前提に関する監査人の検討	平成 21 年 4 月 27 日改正
第 24 号	監査報告	平成 15 年 3 月 25 日公表
第 25 号	監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケ	平成 21 年 4 月 21 日改正
	ーション	
第 26 号	監査実務指針の体系	平成 20 年 3 月 25 日改正
第 27 号	監査計画	平成 21 年 4 月 21 日改正
第 28 号	監査リスク	平成 21 年 4 月 21 日改正
第 29 号	企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスク	平成 18 年 3 月 30 日改正
	の評価	
第 30 号	評価したリスクに対応する監査人の手続	平成 19 年 3 月 16 日改正
第 31 号	監査証拠	平成 18 年 3 月 30 日改正
第 32 号	監査業務における品質管理	平成 20 年 3 月 25 日改正
第 33 号	監査人の交代	平成 18 年 3 月 30 日公表
第 34 号	関連当事者の監査	平成 18 年 3 月 30 日公表
第 35 号	財務諸表監査における不正への対応	平成 20 年 3 月 25 日改正
第 36 号	監査調書	平成 19 年 3 月 16 日公表

以 上

# 《V. コメントの募集》

本公開草案についてご意見がございましたら、平成23年11月7日(月)までに、以下に、電子メール又はFAXにより文書でお寄せください(できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。)。お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、また、氏名又は名称を含めて公開する場合があることを、予めご了承ください。

[意見募集期限] 平成23年11月7日(月)まで

担当事務局: 日本公認会計士協会 倫理・監査基準グループ

電子メール: rinrikansa@jicpa.or.jp

F A X: 03-5226-3355 問合せ先: 03-3515-1166